

○宮崎大学医学部附属病院周術期口腔ケアセンター規程

〔平成31年4月17日〕  
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程（以下「病院規程」という。）第14条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院周術期口腔ケアセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 周術期口腔機能管理のスクリーニングに関すること。
- (2) 周術期口腔機能管理に関すること。
- (3) 口腔機能の評価と治療に関すること。
- (4) 周術期の栄養管理についての相談に関すること。
- (5) 口腔内疼痛に関する相談・治療に関すること。

(センター長及び副センター長)

第3条 センター長及び副センター長は、病院規程第9条第4項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第4条 センターに、病院規程第9条第2項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員（医員（研修医）を含む。）
- (2) 歯科衛生士
- (3) 看護職員
- (4) その他センター長が必要と認める者

(運営委員会)

第5条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、宮崎大学医学部附属病院周術期口腔ケアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。